

22建企第590号  
平成23年2月3日

(社)長崎県建設業協会会長  
(社)長崎県建設工業協同組合理事長  
(社)長崎県港湾漁港建設業協会会長  
(社)長崎県中小建設業協会会長  
(社)長崎県工務店連合会会長  
(社)長崎県造園建設業協会会長  
(社)長崎県舗装協会会長  
(社)長崎県下水道建設業協会会長  
(社)長崎県管工事協会会長  
長崎県電気工事業工業組合理事長  
(社)長崎県測量設計業協会会長様

長崎県土木部長



### 公共工事における事故防止について（お願い）

晩冬の候、皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃からの本県の土木行政に対するご理解、ご協力につきましても御礼申し上げます。

11月から12月にかけての本県土木部関係事故は、5件中4件が舗装関係作業時に発生しています。これらの事故原因は現場監督や作業員の不注意や過信による単純ミスであると考えます。

貴団体傘下の各協会員の皆様は、単純ミスによる事故を撲滅すべく、対策を講じられてきたと思います。

これらの対策が確実に実施されて効果を発揮しますよう、これから年度末に集中する舗装関係工事を中心に、団体傘下の各協会員へ適切なご指導をお願い致します。

#### （参考）平成21年度、平成22年度 土木部関係事故発生状況（件数）

|     |      | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 計  |
|-----|------|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|----|
| H22 | 全工事  | 1 | 0 | 1 | 6 | 2 | 5 | 1  | 2  | 3  | 0 | - | - | 21 |
|     | 舗装関係 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0  | 1  | 3  | 0 | - | - | 5  |
| H21 | 全工事  | 0 | 3 | 2 | 3 | 2 | 3 | 2  | 2  | 4  | 2 | 4 | 0 | 27 |
|     | 舗装関係 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0  | 0  | 0  | 0 | 1 | 0 | 3  |

※平成22年度は、1月末までの発生状況です。

事故概要は、別紙を参照ください。

担当課：長崎県土木部建設企画課  
技術情報班 米田 三厨  
095-894-3023

## 平成22年度 長崎県土木部関係発生事故概要(H23.1.31現在)

| 番号 | 発生日    | 被災状況                         | 事故概要  | その他                                  |
|----|--------|------------------------------|---|--------------------------------------|
| 1  | 4月26日  | 作業員<br>胸部腰部打撲<br>休業1日        | 被災者は、高架橋で壁高欄を構築するため、張出し足場の上で同僚1名と型枠設置作業を行っていた。移動のため安全帯を外して後ずさりした際、昇降用の開口部で足を踏み外し、3.5m下のつり足場まで転落した。                                    | ・開口部の養生なし。                           |
| 2  | 6月5日   | 作業員<br>左手首骨折<br>休業30日        | 法面工天端部の水路作業において、ホッパー（約500kgモルタル含）を吊ったバックホウ（0.15m <sup>3</sup> ）が旋回中にバランスを崩して転倒し、オペレーターが投げ出されて負傷した。                                    | ・用途外使用。<br>・特別教育未実施。                 |
| 3  | 7月8日   | 作業員<br>左足甲裂傷<br>休業75日        | 道路除草工の草刈作業中において、草刈機〔肩掛け式〕の刃が道路法面（法長2m以下）の既設構造物に接触し刃が外れ、被災者の左足甲に直接飛んできて負傷した。   | ・機械の整備点検不足。                          |
| 4  | 7月13日  | 作業員<br>左手指骨折<br>休業1日         | ディスクサンダーによるケレン作業時に、保護カバーの固定ボルトがゆるみ、飛び出した保護カバーもしくは固定ボルトに左手が当たり、負傷した。   | ・機械の整備点検不足。                          |
| 5  | 7月16日  | 学校電話線<br>電話配線火災<br>電話一時不通    | 解体作業で配管をガス切断していたところ、火の粉が配管内を伝わり内部の電話線が燃え、高校全体の電話が一時不通となった。  | ・電話配管敷設経路未確認。                        |
| 6  | 7月22日  | 作業員<br>右目キズ<br>休業1日          | 補強土壁施工で、壁面材設置中、高さ確認をしながら横に移動していた時に、壁面材に立てかけた腹起し棒（φ16mm丸鋼）に目が当たり、白目部分に傷がついた。   | ・防護などの不足。                            |
| 7  | 7月23日  | 作業員<br>左踵骨折<br>休業26日         | 橋梁足場で作業中に、不注意で足場から約3m転落。原因としては、安全帯をつけていなかったことが考えられる。  | ・作業員への指導不足。                          |
| 8  | 7月30日  | 第3者車両<br>サイドミラー破損            | 橋梁の舗装厚確認のため、橋梁路肩部のはつり試験を実施していた。交通誘導員を施工箇所付近に一名配置し、規制看板を道路路肩に三基設置し、安全管理を行っていたところ、一基目の規制看板と通行車両の左ミラーが接触し、相手のミラーが破損、落下した。                | ・安全配慮不足。                             |
| 9  | 8月9日   | 第3者車両<br>ポンネット<br>バンパー       | 残土を搬出（4t車）した帰路において、前方よりきた2t車との離合ができなかっただため、バックしたところ、後方確認不注意により被災車両と接触した。  | ・運転時、後方確認不足。                         |
| 10 | 8月19日  | 電力引込柱<br>公園施設に影響<br>本復旧まで12日 | ブームを上げたままの4tユニック車を運転し、電線に引っ掛け、電力引込柱を破損した。   | ・注意点検不足。<br>・説明指導不足。                 |
| 11 | 9月2日   | 第3者物損<br>ビニールハウス支柱           | 重機を回送車から降ろす際、回送車のアウトリガーを出した後、重機を移動させようとアームを上げたところ、回送車の荷台上ですべり、そのまま回送車よりすべり落ち転倒した。   | ・機械の整備点検不足。<br>・斜路での荷下ろし。            |
| 12 | 9月10日  | 埋設ケーブル<br>交差点信号1時間停止。        | 電線共同溝ハンドホールの接地棒貫入中、九州電力埋設ケーブルを破損させた。周辺建物は一瞬停電したのみだが、松山町交差点の信号機が約1時間作動を停止した。警察により、交通処理をしてもらい、交通事故等はなし。                                 | ・埋設物確認不足。<br>・要管理者立ち会い。              |
| 13 | 9月20日  | 作業員<br>意識不明                  | 橋台の背面の埋め戻し作業中、0.05m <sup>3</sup> バックホウにて敷き均しを行っていた。敷き均し作業時はまだ地盤の不陸がある状態であったため、バックホウが後退した際にバランスを崩し、切梁と操作レバーに胸を挟まれた。                    | ・安全配慮不足。                             |
| 14 | 9月23日  | 信号機<br>へこみ                   | 資材を大型車から5tユニック車へ積み替えて現場へ向かう際に、交差点で右折しようとしたところ、荷台から資材が落ち、信号柱にへこみが生じた。  | ・機械の整備点検不足。                          |
| 15 | 9月28日  | NTTケーブル<br>切断                | トラックから荷卸した路盤材を整えていたバックホウが、架空横断するNTTケーブルに接触し、切断させた。<br>(舗装作業)  | ・現場状況説明の徹底。<br>・運転者にとって架空線が目立つ措置が必要。 |
| 16 | 10月29日 | 作業員<br>腰椎圧迫骨折<br>休業45日       | 消波ブロック製作工において脱枠作業中、型枠転倒防止の為の最上段コッターピンだけを残し他の止具を外した後、型枠周囲に散乱していた止具をバケツに回収作業していたところ型枠転倒防止のために、残していたコッターピンがゆるみ型枠側面が緩やかに被災者の背中に倒れてきて負傷した。 | ・油断、危険軽視。<br>・固定金具不足。転倒防止措置不足。       |

平成22年度 長崎県土木部関係発生事故概要(H23.1.31現在)